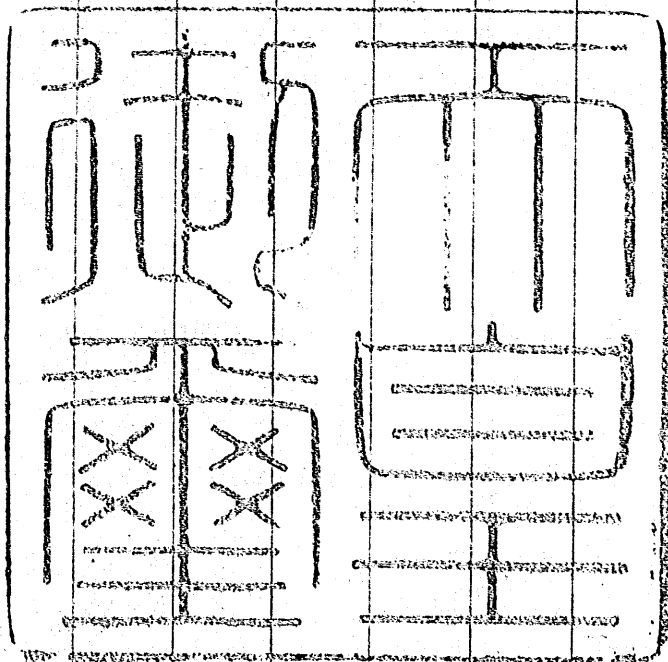


條約第六号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四  
十年十月十八日和蘭國海牙ニ於  
テ第二回萬國平和會議ニ贊同シ  
タル帝國及各國全權委員ノ間ニ  
議定シ帝國全權委員ノ署名シタ  
ル開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取  
扱ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之  
ヲ公布セシム

朕



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望  
外務大臣子爵内田康哉

條約第六號

開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱  
ニ関スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞爾然丁共  
和國大統領、奧地利國皇帝ボヘミア國皇  
帝、洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、  
ボリウイア共和國大統領、伯刺西爾合衆國  
大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大  
統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國  
臨時總督、丁抹國皇帝陛下、ドミニカ共和

國大統領、エクトル共和国大統領、西班牙  
國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列  
顛愛蘭聯合王國、大不列顛海外領土皇帝  
印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、グワテマラ  
共和國大統領、ハイチ共和國大統領、伊太  
利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國  
大公ナツソ「公殿下、墨西哥合衆國大統領、  
モンテネグロ國公殿下、諾威國皇帝陛下、  
巴奈馬共和國大統領、パラグエ「共和國大  
統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、

波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及アルガルヴ  
皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞  
國皇帝陛下、サルヴァドル共和國大統領、塞  
爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典  
國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝  
陛下、東ウルグエ「共和國大統領、グエネズエ  
ラ合衆國大統領、ハ戦争ノ危禍ニ對シ國  
際商業ノ安全ヲ保障セムト欲シ及近世  
ノ實例ニ從ヒ開戦前ニ善意ヲ以テ著手  
シ且履行中ニ在ル取引ヲ爲シ得ル限保

護セムト欲シ之カ爲條約ヲ締結スルニ  
決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣土耳其國駐劄特命全權大

使男爵マルシャルドビーベルスタイン

本會議特派委員ゴレセイエー、アンチーム、

レガシヨシ、帝國外務省法律顧問常設

仲裁裁判所裁判官、ドクトルヨハンネス、ク

リーゲ

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使  
常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエニツペ

ニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲  
裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所

裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

墺地利國皇帝ボヘミア國皇帝洪牙利  
國皇帝陛下

ゴンセイエー、アンチーム、特命全權大使ゲイ

タシメレド、カポスメレ

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤ  
ル、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會  
員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國  
學士院會員、國際法學會名譽會員、常  
設仲裁裁判所裁判官ベルナル  
國務大臣、前司法大臣ジールヴァン、デニヒエ  
ベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞  
國學士院會員、男爵ギョーム

ポリヴィア共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク  
ウヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使、フェルナンド、エグワ  
チヤラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判  
官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エツアルド、  
エフエス、ドスサントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將侍從將官ウルバン、ヴィナロフ

大審院檢事總長イヴァン、カラシニコフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、

マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然

丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチャ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マル

セリアン、ヴァルカス

玖馬共和國臨時總督

ハヴァナ、大學國際法教授、上院議員アン

トニオ、サンチエス、デ、ブスタマンテ

米國駐劄特命全權公使ゴレザロ、デ、クエサ



グアイアロステグイ

前「ハヴァナ」中學校長、上院議員マヌエル、  
サングイリー

丁 抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタン  
チン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレデリック、シエル  
侍從、外務省課長アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官

フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所  
裁判官アポリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權  
公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルニイ、デアルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命  
全權大使、ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤウル、チヤ

和蘭國駐劄特命全權公使ホセデラリ  
カイ、カルヴオ

下院議員、伯爵がブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、  
デラ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外  
務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン  
ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁  
判所裁判官、男爵、デスツール、ネルド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公  
使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、  
常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノ  
和蘭國駐劄特命全權公使マルスランペレ  
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外  
領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判  
所裁判官、サーエドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、  
サーアーネスト、メーソン、サトウ



樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドナルド、ジェームスマツケリ、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、サー、ヘンリー、ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使、クレオン、リツ、ラシガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官、ジョルジュ、ムストレイト

グワテマラ共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官、ホセ、チブレ、マチャド、獨逸國駐劄代理公使、エンリケ、ゴメス、カリ、リヨ

ハイチ共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使、ジャン、ジョセフ、ダ、ルベマル

米國駐劄特命全權公使、ジョー、エヌ、レ、ジェー、前國際公法教授、ボルト、ト、フランス、組合辯護士、ピエール、エ、デ、クール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使常  
設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯  
爵ジヨセフトルニエリ、ブルサチ、ヂ、ヴェルガノ  
下院議員、外務次官、コンマンドールギド、ポ  
ンペリ

參事院議員、下院議員、前文部大臣、コン  
マンドールギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿

盧木林堡國大公「ナツソ」公殿下

國務大臣、內閣議長アイシエン

獨逸國駐劄代理公使伯爵ドヴィレー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エス

テウア

佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベ  
ド、ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全

權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

モンテネグロ國公殿下

コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチエール、

佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ

コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、露國外務

省常任顧問官ド、マルテニス

コンセイエー、デ、アンペリアル、アクチエール、和

蘭國駐劄露國特命全權公使チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長前法學教授和蘭國駐劄

兼丁抹國駐劄特命全權公使常設仲

裁裁判所裁判官フランシスハーゲルプ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ボラス

パラグエー共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチャ

イン

比律悉駐在領事伯爵ジエー、デ、モント、

ド、ベルジャンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、アツシニ、  
ド、ボーフォール

國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判  
所裁判官テリエム、セー、アツセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議  
官、ヨシクハール、ジール、セー、デン、ベール、ポール  
チユゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍  
大臣、ヨシクハール、ジール、アール、ローエル

前司法大臣、下院議員、ジール、アール、ロエフ

秘露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使  
常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジエリ、  
カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁  
判所裁判官サマド、カンモムタズ、サルタネー  
和蘭國駐劄特命全權公使ミルツァ、アー  
メッド、カン、サデグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下

參事院議官ペール、デニコロワイヨーム、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵、デソヴエラル、和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵、デセリール、瑞西國駐劄特命全權公使、アルベルト、ドリヴェイラ、羅馬尼亞國皇帝陛下、獨逸國駐劄特命全權公使、アレキサンデル、ベルゲマン

和蘭國駐劄特命全權公使、エドガール、マヴロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

コンセイエー、プリヴエ、アクチエ、佛國駐劄特命全權大使、ネリドフ

コンセイエー、プリヴエ、外務省常任顧問官、

常設仲裁裁判所裁判官、ドマルテニス

コンセイエー、デタ、アクチエ、侍從、和蘭國駐

劄特命全權公使、チャリコフ

サルヴァドル、共和國大統領

佛國駐劄代理公使常設仲裁裁判所  
裁判官ペドロ、ジーンマテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリアナ  
塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官參事院議長サヴァ、グルーイッチ  
伊國駐劄特命全權公使常設仲裁裁  
判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ  
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公  
使ミジュル、ミリチエ、グイッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モム、チャチデー、ウドム

公使館參事官セー、コラチオ、ニドレリ

陸軍大尉ルアング、ビユヴァナルト、ナリユーバル

瑞典國ゴツツ及ヴァインド、皇帝陛下

前司法大臣、丁林國駐劄特命全權公  
使常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤ  
ルマル、レオナルド、ハムマルスキョルド

前無省大臣、前高等法院評定官常設  
仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル  
瑞西聯邦政府



英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使カストンカルラン

陸軍參謀大佐ジエネヴァ大學教授ユージェーニンボレル

チューリヒ大學法學教授マックスフリーベル  
土耳其國皇帝陛下

特命大使ミニストルドレヴカフチウルカンパシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシットベー  
海軍中將メヘメツドパシヤ

東「ウルグエ」共和國大統領

前大統領常設仲裁裁判所裁判官ホセ  
バトレイオルドニエス

前上院議長佛國駐劄特命全權公使  
常設仲裁裁判所裁判官ファンペーカストロ

「ヴエネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使ホセヒルフォルトウル  
因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト  
認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後左

ノ條項ヲ協定セリ

第一條 交戦國ノ一方ニ属スル商船カ

開戦ノ際敵港内ニ在ルトキハ該船舶

ニ對シ即刻又ハ相當ノ恩惠期間ノ後

自由ニ出港シ且通航券ヲ付與セラレ

タル後其ノ到達港又ハ指定セラレタ

ル他ノ港ニ直航スルヲ許サレムコト

ヲ希望ス

開戦前ニ最後ノ發航港ヲ去リ戦争ヲ

知ラスシテ敵港内ニ入りタル船舶ニ

付亦同シ

第二條 不可抗力ニ基ク事情ノ爲前條

ニ掲ケタル期間内ニ敵港ヲ去ルコト

能ハサリシ商船又ハ出港ヲ許サレサ

リシ商船ハ之ヲ没收スルコトヲ得ス

交戦者ハ單ニ戦争後賠償ナクシテ之

ヲ還付スルノ義務ヲ負ヒテ該船舶ヲ

抑留シ又ハ賠償ヲ拂ヒテ之ヲ徵發ス

ルコトヲ得

第三條 開戦前ニ最後ノ發航港ヲ去リ

海上ニ於テ遭遇シタル際戦争ヲ知ラ  
サリシ敵商船ハ之ヲ没収スルコトヲ  
得ス右商船ハ單ニ戦争後賠償ナクシ  
テ還付スルノ義務ヲ負ヒテ之ヲ抑留  
シ又ハ賠償ヲ爲シ且人員ノ安全及船  
船書類ノ保管ヲ爲スノ義務ヲ負ヒテ  
之ヲ徴發シ又ハ破壊スルコトヲ得  
右船舶ニシテ本國港又ハ中立港ニ寄  
港シタル後ハ海戦ノ法規慣例ニ依ル  
モノトス

第四條 第一條及第二條ニ掲ケタル船  
舶内ニ在ル敵貨ハ又之ヲ抑留シタル  
上戦争後賠償ナクシテ還付シ又ハ賠  
償ヲ爲シテ船舶ト共ニ若ハ船舶ト離  
シテ之ヲ徴發スルコトヲ得  
第三條ニ掲ケタル船舶内ニ在ル貨物  
ニ付亦同シ  
第五條 本條約ハ商船ニシテ其ノ構造  
上軍艦ニ變更セラルヘキモノナルコ  
ト明ナルモノニハ之ヲ適用セス

第六條 本條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク  
本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國  
間ニノミ之ヲ適用ス

第七條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准ス  
ヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル  
諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署  
名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス  
爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛

テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以  
テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書前  
項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證  
謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續  
ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招  
請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス  
ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ  
タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時  
ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スル

モノトス

第八條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約

ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其

ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟

書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ

寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ

認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右

通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第九條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託

ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託

ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ

後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シ

テハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ

通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ

後ニ其ノ効力ヲ生スルモノトス

第十條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト

欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其

旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國

政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘  
ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シ  
タル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達  
シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲  
シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スル  
モノトス

第十一條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ  
置キ第七條第三項及第四項ニ依リ爲  
シタル批准書寄託ノ日竝加盟第八條

第二項)又ハ廢棄第十條第一項)ノ通告  
ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス  
各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認  
證抄本ヲ請求スルコトヲ得  
右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名  
ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書  
一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄  
託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依  
リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸



國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國

マルシャル

第三條及第四條

クリーゲ

第三項ヲ留保ス

第二 亞米利加合衆國

第三 亞爾然丁國

ロケサエンツペニヤ

ルイスエム、ドラゴ

セ、ロドリゲスラレタ

第四 奧地利洪牙利國

メレー

男爵マツキオ

第五 白耳義國

アベルナール

ジ、ウアンデン、ヒューベル

ギーヨーム

第六 ボリヴァイア國

クラウチオ、ピニラ

第七 伯刺西爾國

ルイバルボサ

エ、リスボア

第八 敦爾牙利國

陸軍少將ヴィナロフ

イヴァンカラ、ンジュエーロフ

第九 智利國

ドミンゴ、ガナ

アウグスト、マツテ

カルロス、コンチャ

第十 清 國

第十一 格倫比亞國

ホルヘ、ホルグイン

エス、ペレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十二 玖馬共和國

アントニオ、エス、デ、ブ、ス、ク、マ、ン、テ

ゴンザロ、デ、ク、エ、サ、ダ

マヌエル、サン、グ、イ、リ、ー

第十三 丁 株 國

セー、ブ、ロ、ン

第十四 ドミニカ共和國

ドクトル、ベ、シ、リ、ケ、ス、イ、カ、ル、ヴァ、ル

アポリナル、テ、ヘ、ラ

第十五 エクアドル共和國

ヴィクトル、エム、レンドン

エドルン、イ、デ、アル、ス、ア

第十六 西班牙國

ドブルヴェ、エル、デ、ヴィ、ー、リ、ヤ、ウル、ー、チ、ヤ

ホセ、デ、ラ、リ、カ、イ、カ、ル、ヴ、オ

ガブリエル、マウラ

第十七 佛蘭西國

レオン、ブルジョア

デス、ワール、ネル、ド、コン、スタ、ン

エル、ル、ノ、ー

マルスラン、ペレ

第十八 大不列顛國

エドワード、フライ

アーネストサトウ

レー

ヘンリーハワード

第十九 希臘國

クレオニリツオラニガベ

ジョールジュストレイト

第二十 「グワテマラ」國

ホセ、チブレ、マチャド

第二十一 「ハイチ」國

ダルベマル、ジャン、ジョセフ

ジーエヌ、レジェー

ピエール、ユヂ、クール

第二十二 伊太利國

ボンピリ

第二十三 日本國

佐藤愛磨

ジエ、フジナト

第二十四 盧森堡國

アイシエン

伯爵ド、ヴィレー

第二十五 墨西哥國

ジエ、ア、エステヴァ

エス、ベルド、ミエー

エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六 「モンテネゴ」國

ネリドフ

マルテニス

エヌ、チャリコフ

第二十七 〔ニカラグワ〕國

第二十八 諾威國 エスハーゲルプ

第二十九 巴奈馬國 ベーポラス

第三十 〔パラグエ〕國 ジェーヂユモソ

第三十一 和蘭國 ドブルヴェアツシドボーフォル

テトエムセーアツセル

デンベールポールチユゲール

ジール、アールローエル

ジール、アールロエフ

第三十二 秘露國 セー、ジェール、カンダモ

第三十三 波斯國 モムタズスサルタネーエムザマドカン

サチグウルムルクエアーメッドカン

第三十四 葡萄牙國 アルベルトドリヴェイラ

第三十五 羅馬尼亞國 エドガールマヴコロダト

第三十六 露西亞國 ネリドフ

マルテニス

エヌ、チャリコフ

本條約第三條及第四條第三項ニ對シテ表明シ且十九百七年六月二十七日ノ第七回總會議事録ニ記入セラレタル留保ヲ爲ス

第三十七 〔サルヴァドル〕國 ペー、ジール、マテウ

エス、ペレス、トリアナ

第三十八 塞爾比亞國 エス、グルーイッチ

第三十九 暹羅國

エムジエーミロヴァノヴィツチ  
エムジエーミリチエヴィツチ  
モムチャチデーウドム  
セーコラチオニドレリ

第四十 瑞典國

ルアングビエヴァルトナリユール  
カトアツシエルハムアルスキヨルド  
ヨハンネス、ヘルネル

第四十一 瑞西國

カルラン

第四十二 土耳其國

チユルカン

第四十三 ヲルグエ」國

ホセ、バトレイ、オールドニエス

第四十四

ヴェネズエラ」國

ジール、フォルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル  
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ  
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ  
於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル  
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國  
全權委員ノ署名シタル開戦ノ際ニ於テ  
ル敵ノ商船取扱ニ関スル條約ヲ閱覽點  
檢シ之ヲ嘉納批准ス



神武天皇即位紀元二千九百七十一年明  
治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ  
親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名國璽

外務大臣子爵内田康哉